

## 保有個人情報等の安全管理等に関する特約条項

甲及び乙は、保有個人情報等の安全管理等に関し、次の特約条項を定める。

(総則)

第1条 乙は、善良な管理者の注意をもって委託又は役務提供業務を行うものとする。

(漏えい等の防止)

第2条 乙は、保有個人情報等の漏えい等防止のため、適切な安全管理等のための措置をとらなければならない。

(秘密の保全)

第3条 乙は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(再委託)

第4条 乙は、委託又は役務提供業務の全部又は一部を第三者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に請け負わせる場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(保有個人情報等の目的外使用等の禁止)

第5条 乙は、委託又は役務提供業務に係る保有個人情報等を他の目的で使用してはならない。また、当該情報を第三者に閲覧又は提供してはならない。

(保有個人情報等の持ち出し)

第6条 乙は、この契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所等から保有個人情報等を持ち出してはならない。

(履行終了時の保有個人情報等の返却又は廃棄)

第7条 乙は、この契約の履行が終了した場合は、保有個人情報等を甲に返却又は廃棄しなければならない。また、甲が特に必要と認めた場合は、乙（乙が再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う場合は再委託先を含む。）に対し、甲の関係職員による廃棄及び消去への立会い又は写真等を付した廃棄及び消去を証明する書類の提出を求めることができる。

(保有個人情報等を取り扱う従業員等の通知)

第8条 乙は、この契約の締結に先立ち、保有個人情報等を取り扱う従業員、責任者及び従業員の管理体制及び実施体制並びに保有個人情報等の安全管理等の状況について、書面により甲に通知するものとする。

2 乙が、委託又は役務提供業務の全部又は一部を再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）する場合は、再委託先の責任者及び従業員の管理体制及び実施体制並びに保有個人情報等の安全管理等の状況について、再委

託契約締結後、速やかに書面により甲に通知するものとする。

(保有個人情報等の複製)

第9条 乙は、保有個人情報等を複製する場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(保有個人情報等の安全管理等)

第10条 乙は、従業員に対する監督、教育、契約内容の遵守状況等、保有個人情報等の安全管理等について、定期的に検査を行うものとする。

2 乙は、保有個人情報等の秘匿性、量その他の事情に応じて、保有個人情報等を取り扱う従業員、責任者及び従業員の管理体制及び実施体制並びに保有個人情報等の安全管理等の状況について、甲の関係職員により、原則として実地検査により確認を受けるものとする。

3 乙が、再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）する場合、前2項と同様の措置を実施するものとする。

(派遣労働者)

第11条 乙は、委託又は役務提供業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合、派遣労働者を従業員とみなして、従業員と同等の保有個人情報等の安全管理等の措置を実施させるほか、労働者派遣契約書に秘密保持等、保有個人情報等の適正な取扱いに関する事項を記載するものとする。また、乙は、派遣労働者に保有個人情報等を取り扱わせる場合（再委託の場合を含む。）は、事前に保有個人情報等を適正に取り扱う旨を誓約する書面を甲に提出するものとする。

(漏えい等の発生時に係る報告)

第12条 乙は、委託又は役務提供業務に係る保有個人情報等に関する漏えい等が発生し、又はそのおそれがある場合には、速やかに、その内容を甲に報告するものとする。

(違反した場合等の損害賠償)

第13条 乙は、法令又はこの契約に違反した場合は、損害賠償の責任を負う。ただし、甲がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(違反した場合等の契約解除等)

第14条 甲は、乙が正当な事由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合及び法令又はこの契約に違反した場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。